

相模湖系導水路の整備工事における土壌調査結果について

水道局では、導水能力の増強と耐震化を図るため、シールド工法*による相模湖系導水路の整備工事を進めています。この工事において、川井浄水場敷地内で土壌汚染対策法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく調査を実施したところ、一部区画から基準を超える「鉛及びその化合物」が検出されましたので、お知らせします。

※シールドマシンという円筒型の掘削機械を使用して地中を掘り進めながら、同時にトンネルの壁面を構築していく工法のこと。

1 川井浄水場敷地内の土壌調査概要

(1) 目的

敷地内での掘削作業に先立ち、土壌汚染対策法第2条及び横浜市生活環境の保全等に関する条例第65条の規定に基づき、土壌調査を実施しました。

(2) 調査内容

敷地内の過去の薬品使用履歴等を踏まえ、調査対象区域を30m間隔の格子状に区画して土壌試料を採取し、特定有害物質の含有量及び溶出量の測定を行いました。

2 土壌調査結果

川井浄水場敷地内の一部区画から、基準を超える「鉛及びその化合物」が検出されました。

調査項目	土壌含有量基準 (mg/kg)	調査結果 (mg/kg)	土壌溶出量基準 (mg/l)	調査結果 (mg/l)
鉛及びその化合物	150 以下	490	0.01 以下	0.001 未満

3 今後の対応

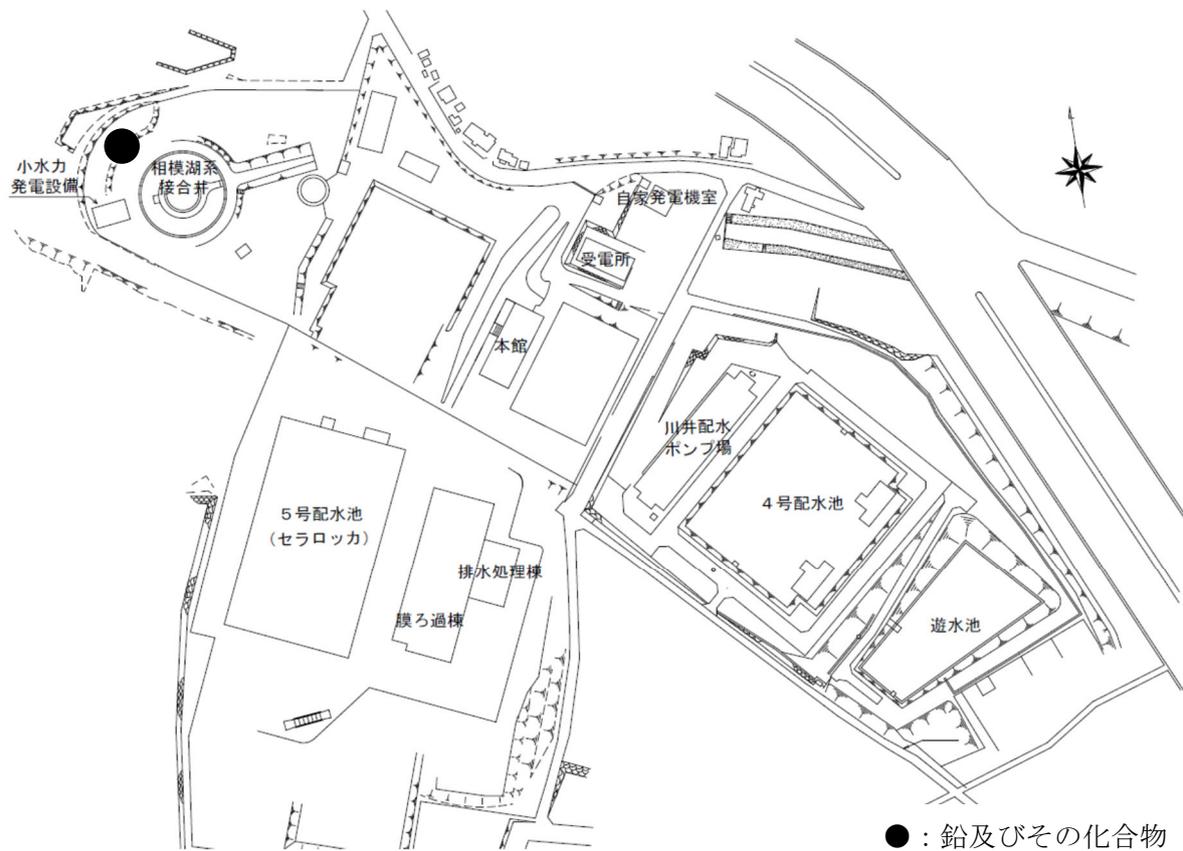
基準を超過した区画は現在、整備工事の区域内であり、一般の方の立入りはできません。今後は、詳細な調査を実施した上で、関係法令に基づき適切に対応していきます。

4 水道水への影響

基準を超過した区画は水処理施設から離れており、また、土の中から検出されたものであることから、水道水に混入することはなく、影響はありません。

なお、水道局で定期的に行っている原水及び浄水の水質試験でも異常はなく、水道水の安全性を確認しています。

5 検出地点



<川井浄水場平面図>

お問合せ先		
(調査・工事に関すること)		
水道局施設部担当課長 (再整備推進担当)	敦賀 仁	Tel 045-337-0870
(特定有害物質に関すること)		
水道局浄水部川井浄水場長	栗原 誠仁	Tel 045-921-1174